

和歌山市道路照明等L E D化業務（E S C O事業）
業務仕様書

令和8年7月
和歌山市

本仕様書は、和歌山市（以下「本市」という。）が、発注する和歌山市道路照明等LED化業務（ESCO事業）（以下「本事業」という。）を実施するために、事業者が当該業務を履行するために必要な事項を示したものである。

1 業務概要

（１）和歌山市道路照明等LED化業務（ESCO事業）

（２）事業期間：契約締結日から令和１９年３月３１日まで

ESCO サービス期間：設備引渡し完了の翌日から令和１９年３月３１日

2 業務対象

本事業の対象は、本市が管理する照明灯とする。なお、内訳は表１～４のとおりとする。

（１）LED更新対象：４，７４６灯

ア 道路管理課：２，１２４灯

イ 公園緑地課：８８１灯

ウ まちなみ景観課：１，６５７灯

エ 河川港湾課：８４灯

（２）維持管理対象：６，６４７灯

ア 道路管理課：２，５９４灯

イ 公園緑地課：９７７灯

ウ まちなみ景観課：２，９８７灯

エ 河川港湾課：８９灯

※ 照明灯の調査や確認業務により対象数量が増減した場合、数量変更について本市と協議するものとする。

3 業務内容

事業者は、現在の設置状況を踏まえ、本市と合意した内容で国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成１９年法律第５６号）第５条第２項第３号に規定する省エネルギー改修事業（以下「ESCO事業」という。）として、自らが行った提案（以下「ESCO提案」という。）を基に契約を締結する。本事業期間内においては、事業の目的達成のため整備するLED照明灯（以下「ESCO設備」という。）を善良な管理者の注意義務をもって、以下の各種サービス（以下「ESCOサービス」という。）を提供する。

（１）現地調査

ア 所在地、柱の形状、管理番号など施工及び維持管理上必要となる各種情報の調査を行う。

イ 灯具の種類、ワット数、ランプの種類、引込方法（単独、分電盤）、アダプターの有無、点灯時間の調査を行う。

ウ 灯具以外の灯柱等の劣化状況の調査を行う。また、老朽化が著しく、危険性が高いものについては、本市へ報告のうえ、対応について協議する。

道路管理課管理の照明灯については、小規模付属点検要領（平成 29 年 3 月国土交通省道路局）の中間点検に準じて点検し、点検結果を報告するものとする。

（２）電力契約の照合・電力契約申込

- ア 電力会社と緊密に連携し、照明灯に関する電力契約の調査照合及び現地調査結果の突合を行う。
- イ 電力契約と照明灯との数量相違の把握・整合（照明灯があつて電力契約のないもの、電力契約があつて照明灯がないものを選別し、電力会社及び本市と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。）を行う。
- ウ LED化に伴う契約変更の申込及び現地調査で把握した契約相違に関わる新設又は減設の申込を行う。
- エ 突合調査結果及び新設又は減設申込完了報告書を提出する。

（３）ESCO設備管理システムの構築・更新

- ア 本市が利用している地図情報システム（以下、「GIS」という。）への更新を前提として、世界測地系データに基づくデジタルマップに、現地調査や電力契約の照合の結果を反映させたうえで、ESCO設備の把握、管理及びデータの更新が容易に可能な管理システム及び台帳の整備を行う。
- イ 本事業期間中に本市が行う灯柱の更新や新設、移設及び撤去などに関するデータの定期的な更新及び毎年度データの納品を行う。
- ウ 屋外照明の管理項目については、以下のとおりとし、事業者の提案等により管理項目を追加する場合は、本市と協議のうえ、決定する。
 - （ア）管理番号
 - （イ）位置情報
 - （ウ）設備概要（灯具種別、メーカー、型番、ワット数、灯柱形状等）
 - （エ）電柱番号（共架電柱及び電力引込柱番号）
 - （オ）電力契約情報（契約名義、お客様番号、契約種別、契約容量、契約灯数等）
 - （カ）修繕及び移設等記録（作業年月日、作業内容等）
 - （キ）写真

（４）ESCO設備管理プレートの設置

- ア ESCO設備の管理番号を照明灯ごとに新たに割り当て管理プレートを設置する。
- イ 設置場所は、利用者等から視認しやすい場所に設置する。
- ウ 紫外線などの耐候性能を有しているものとする。
- エ 管理者の名称、連絡先、管理番号及び設置年月日を表示することとし、その他表示内容については、本市と協議のうえ、決定する。
- オ 既にLED化されている照明柱についても、管理プレートを設置する。
- カ 本事業期間中において、本市が新設及び、開発行為等により本市以外のものが設置し、本市に移管される照明灯についても、管理プレートを設置すること。なお、新設及び移管される照明灯は、約200灯（年間約20灯）を、提案時においては見込むこと。

（５）ESCO設備の設置に係る計画・施工及び施工管理

- ア 現地調査及び電力契約照合結果に基づき、施工計画を策定し、施工・施工管理を行う。

- イ 本事業のメリットを最大限に享受できる施工計画を策定し、施工・施工管理を行う。
- ウ 近隣住民や利用者の安全を十分配慮した施工計画を策定し、施工・施工管理を行う。
- エ 作業者の安全と作業負担に十分配慮した施工計画を策定し、施工・施工管理を行う。
- オ 企画提案書に基づき、施工計画書を速やかに策定し本市に示し、本市と調整し協議のうえ、施工に着手すること。また、完了時には、施工完了報告書を提出する。

(6) LED更新対象照明灯の撤去・リサイクル及び廃棄処分

- ア リサイクルや廃棄処分に関する施工計画を策定する。
- イ 撤去した設備（灯具、電球、安定器、その他部品等）については、環境保護の観点から、原則リサイクルし、撤去した設備は項目ごとにリサイクルの具体的な方法について報告する。

(7) 照明柱の更新

調査において更新が必要と判断された道路照明柱（予定45基）の更新工事を維持管理期間中に行う。

(8) ESCO設備の維持管理・保証・点検（無償修繕等）

- ア 事業者は、管理プレートを設置した照明について本市又は市民等からの修繕連絡を受けた場合は、該当設備を調査し、修繕等を行う。
- イ 事業期間中に本市が新設及び本市に移管される照明灯についても、GISにデータを反映し、維持管理を行う。なお、新設及び移管される照明灯数の見込みは、「(4) ESCO設備管理プレートを設置 オ」と同様とする。
- ウ 事業者は、ESCO設備に関する本市からの新設・撤去・移設等の連絡に基づき、GISデータを更新する。なお、ア、イについても同様とする。
- エ 事業者は、本市又は市民等からのESCO設備の修繕等に関する連絡受付のための窓口を設置すること。受付時間は、平日の午前9時から午後5時とする。
- オ 事業者は、修繕等の依頼を受け付けた日から起算し原則5営業日以内に修繕を行う。なお、やむを得ない事情により期間中に修繕が行えない場合には、日程等について本市と協議のうえ、決定する。
- カ オの修繕等に要する費用負担は、次のとおりとする。

(ア) 事業者が費用負担する場合

- a ESCO設備の不具合や更新時の施工不良による故障
- b 本事業期間中の事業者による施工不良による故障又は破損
- c 火災、落雷、破損、盗難、雪害、風害、いたずら・破壊行為、台風等による洪水・高潮・土砂崩れ等の水害、車両の接触・衝突、電氣的・機械的事故など、偶然、外来、かつ急激な事故によって生じた損害

(イ) 本市が費用負担する場合

- a 清掃、近接樹木の伐採、除雪など本市又は本市の依頼による作業者の責による損害
- b 地震、噴火による損害
- c 戦争、暴動、変乱による損害
- d 既設LED器具の寿命（3（8）ヶの数量を除く）
- e その他、上記（ア）以外で、事業者の責によらない損害

キ 修繕について、緊急的な初期応動が必要な場合（照明灯が道を塞いでいる等）は、速やかに本市へ報告するとともに、応急的な対応を実施するものとし、その際に生じる費用は、リスク分担表（別表５）により負担する。

ク 事業者は、本市が市民等から受けた要望（まぶしい、暗い等）について、遮光板又はルーバー等の設置、灯具の変更等の対応を行う。

ケ 事業者は、既設のＬＥＤ照明器具について、維持管理期間中に不点灯時が発生した場合、下記の数量を上限とし、無償修繕を行う。なお、提案時は照明メーカーの標準器具にて修繕を実施すると想定し費用を見込むこと。

（ア）道路管理課・公園緑地課 : ５０灯（屋外照明灯を想定）

（イ）まちなみ景観課・河川港湾課 : ３００灯（屋内照明灯を想定）

コ 企画提案書に基づき、維持管理計画書を速やかに本市に示し、本市と調整のうえ、維持管理を行うこと。また、ＥＳＣＯ設備の修繕実施結果及び維持管理状況を定期的に本市へ報告する。本市は、維持管理が計画どおりに行われていないなど不十分に認められる場合は、事業者に対して必要な措置を命じることができる。

（９）省エネルギー効果の計測・検証・保証

ア 事業者は、ＥＳＣＯ提案により示した削減保証額が確実に守られていることを証明するための適切な検証方法を本市に提示し、ＥＳＣＯサービス期間中において、削減効果の検証を行う。

イ 事業者は、アの検証結果及び修理・交換等の記録を毎年度本市へ報告し、本市の確認を受けること。

ウ 検証の結果、契約どおりに電気料金が削減できず、削減保証額に届かなかった場合は、その差額を事業者が補償する。

（１０）市内業者の活用

事業者は本業務の実施にあたり、市の地域経済の循環及び市内業者の育成の観点から、市内業者を積極的に活用するよう努めなければならない。

４ ＥＳＣＯ設備に関する事項

（１）照明灯の共通仕様

ア 使用するＬＥＤ照明器具については、電気用品安全法（昭和３６年法律第２３４号）など関連するＪＩＳ規格等に適合又は参考としていること。

イ ＩＳＯ９００１及びＩＳＯ１４００１を取得している日本国内メーカーの製品とする。

ウ 製品に型式・ロットナンバーが明記され、製品の管理がされていること。

エ フリッカーが発生しないこと又はフリッカー対策をしていること。

オ 既設の電源電圧に対応できること。

カ 屋外照明の定格寿命は、６０，０００時間（光束維持率８０％未満になった時）以上とすること。

キ 屋内照明の定格寿命は、４０，０００時間（光束維持率７０％未満になった時）以上とすること。

ク 既存照明灯と同等程度の照度を確保すること。ただし、現場状況などによって、変更する場合は、本市と協議のうえ、決定すること。

ケ 既設照明器具と同様の取り付けが可能であること。

(2) 道路照明灯仕様

ア 「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成27年3月 国土交通省）」及び「道路・トンネル照明器材仕様書（平成30年12月 社団法人建設電気技術協会）」に適合する製品を使用すること。

イ 既設アームに対応するため、φ48.6、φ60.5 兼用で対応する構造であること。

ウ 電柱・専用柱等に、既設道路照明灯と置き換えて設置できること。

エ 既存灯具に遮光機能（遮光板、ルーバー等）が備わっている場合同様の機能を有すること。

オ 曲線型、直線型のポールのどちらにでも取り付けが可能なこと。

カ 角度可変機能を有すること（0° から15°）

キ LEDユニット収納部の保護等級はIP65以上とすること。

ク 原則としてすべての箇所に落下防止対策を講じること。

(3) 公園照明灯仕様

ア 照明器具はポールトップ取付で、全周方向配光のものとすること。

イ 既設ポールに対応するため、φ48.6、φ60.5、φ76.3、φ89.1 兼用で対応する構造であること。

ウ 既存灯具に遮光機能（遮光板、ルーバー等）が備わっている場合同様の機能を有すること。

エ LEDユニット収納部の保護等級はIP44以上とすること。

(4) 屋内照明灯仕様

ア ランプ交換等の既設照明器具の部分的なLED化ではなく、照明器具ごとの交換を原則とすること。

イ 既設照明器具にガード等が備わっている場合は、同等以上の機能を有する器具を選定すること。ただし、現場状況により不要とされるものがあることから、詳細については本市と協議の上、決定すること。

ウ 既設照明器具に防雨・防湿・防塵機能が備わっている場合は、同等以上の機能を有する器具を選定すること。ただし、現場状況により不要とされるものがあることから、詳細については本市と協議の上、決定すること。

エ 光色は、昼白色系（色温度 5,000K）を基本とする。

(5) 既設照明灯が特殊形状の場合の対応

（1）～（4）の仕様を原則とするが、デザイン灯などの特殊形状で適合が困難な箇所では本市との協議の上、対応を検討する。

(6) 照明柱の仕様

ア 照明柱の更新においては、原則、既設照明柱の基礎・アンカーは再利用するものとする。

イ 照明柱はベースプレート式、高さはGL8m、溶融亜鉛めっき仕上げとする。

ウ その他詳細は「図1 更新照明ポール参考図」を参考とし、既存配管の再利用等を考慮して選定すること。

5 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

ア 事業者は、募集要項、配付資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両方で誠意をもって協議すること。

(2) 事業期間中の事業者と本市の関わり

本業務は、事業者の責により遂行され、本市は契約に定められた方法により事業実施状況について確認を行う。

(3) 事業者と本市との責任分担

ア E S C O提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行う。

イ 予想されるリスクと責任分担については、表5のとおりとする。

ウ 優先交渉権者が詳細協議後に、契約締結が困難になった場合及び契約締結後に本業務の継続が困難となった場合は、以下の措置を講ずる。

(ア) 企画提案書と内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約ができない場合は、本市は次点交渉権者と協議を行うこととし、優先交渉権者は本市に対してそれまでに要した費用を請求できない。

(イ) 契約締結後、本市の責により事業が中止された場合は、事業者はそれまでに要した費用を上限に、本市と協議のうえ、合意した金額を請求できるものとする。

表1 道路管理課・照明灯内訳

分類	種類	消費電力	電力契約	年間点灯	数量
道路	水銀ランプ250W	260W	定額契約	4,000 h	343 灯
道路	水銀ランプ300W	310W	定額契約	4,000 h	183 灯
道路	水銀ランプ400W	415W	定額契約	4,000 h	465 灯
道路	水銀ランプ700W	740W	定額契約	4,000 h	4 灯
道路	高圧ナトリウムランプ110W	125W	定額契約	4,000 h	309 灯
道路	高圧ナトリウムランプ180W	190W	定額契約	4,000 h	262 灯
道路	高圧ナトリウムランプ660W	705W	定額契約	4,000 h	3 灯
道路	蛍光ランプ20W	23W	定額契約	4,000 h	168 灯
道路	蛍光ランプ40W	46W	定額契約	4,000 h	108 灯
道路	既設LED10VA	10VA	定額契約	4,000 h	122 灯
道路	既設LED20VA	20VA	定額契約	4,000 h	24 灯
トンネル	低圧ナトリウムランプ35W	50W	従量契約	8,760 h	8 灯
トンネル	低圧ナトリウムランプ35W	50W	従量契約	4,380 h	15 灯
トンネル	高圧ナトリウムランプ360W	375W	従量契約	1,460 h	13 灯
トンネル	高圧ナトリウムランプ360W	375W	従量契約	2,920 h	14 灯
トンネル	既設LED40VA	40VA	従量契約	8,760 h	26 灯
トンネル	既設LED60VA	60VA	従量契約	8,760 h	40 灯
トンネル	既設LED80VA	80VA	従量契約	8,760 h	10 灯
トンネル	既設LED40VA	40VA	従量契約	1,460 h	25 灯
トンネル	既設LED60VA	60VA	従量契約	1,460 h	9 灯
トンネル	既設LED80VA	80VA	従量契約	1,460 h	6 灯
トンネル	既設LED100VA	100VA	従量契約	1,460 h	4 灯
トンネル	既設LED200VA	200VA	従量契約	1,460 h	14 灯
トンネル	既設LED300VA	300VA	従量契約	1,460 h	16 灯
トンネル	既設LED400VA	400VA	従量契約	1,460 h	10 灯
トンネル	既設LED40VA	40VA	従量契約	2,920 h	24 灯
トンネル	既設LED60VA	60VA	従量契約	2,920 h	11 灯
トンネル	既設LED80VA	80VA	従量契約	2,920 h	2 灯
トンネル	既設LED100VA	100VA	従量契約	2,920 h	1 灯
トンネル	既設LED200VA	200VA	従量契約	2,920 h	16 灯
トンネル	既設LED300VA	300VA	従量契約	2,920 h	18 灯
トンネル	既設LED400VA	400VA	従量契約	2,920 h	6 灯
トンネル	既設LED80VA	80VA	従量契約	4,000 h	1 灯
トンネル	既設LED100VA	100VA	従量契約	4,000 h	2 灯
トンネル	既設LED200VA	200VA	従量契約	4,000 h	1 灯
橋梁	無電極ランプ50W	50W	従量契約	4,000 h	4 灯

橋梁	無電極ランプ 150W	150W	従量契約	4,000 h	26 灯
橋梁	水銀ランプ 100W	113W	従量契約	4,000 h	11 灯
駅前広場	水銀ランプ 100W	113W	従量契約	4,000 h	10 灯
駅前広場	水銀ランプ 250W	260W	従量契約	4,000 h	25 灯
駅前広場	水銀ランプ 300W	310W	従量契約	4,000 h	71 灯
駅前広場	水銀ランプ 400W	415W	従量契約	4,000 h	16 灯
駅前広場	水銀ランプ 700W	740W	従量契約	4,000 h	4 灯
駅前広場	EDF 蛍光ランプ 13W	15W	従量契約	4,000 h	5 灯
駅前広場	FDL 蛍光ランプ 18W	18W	従量契約	4,000 h	3 灯
駅前広場	FML 蛍光ランプ 27W	27W	従量契約	4,000 h	50 灯
駅前広場	メタルハライドランプ 150W	185W	従量契約	4,000 h	4 灯
駅前広場	既設 LED 10VA	10VA	従量契約	4,000 h	29 灯
駅前広場	既設 LED 20VA	20VA	従量契約	4,000 h	53 灯
合 計					2,594 灯

合計 2,594 灯のうち、既設 LED を除いた 2,124 灯を更新対象とする。

表 2 公園緑地課・照明灯内訳

分類	種類	消費電力	電力契約	年間点灯	数量
園路灯	水銀ランプ 250W	260W	定額契約	4,000 h	139 灯
園路灯	高圧ナトリウムランプ 110W	125W	定額契約	4,000 h	390 灯
トイレ灯	蛍光ランプ 40W	46W	定額契約	4,000 h	300 灯
ナイター照明	メタルハライドランプ 1kW	1050W	従量契約	650 h	52 灯
園路灯	既設 LED 60VA	60VA	定額契約	4,000 h	96 灯
合 計					977 灯

※ナイター照明はスポーツ競技用の投光器（M1000Bタイプ）

合計 977 灯のうち、既設 LED を除いた 881 灯を更新対象とする。

表 3 まちなみ景観課・照明灯内訳

分類	種類	消費電力	電力契約	年間点灯	数量	非常用内数
保管所	水銀ランプ 250W	260W	定額契約	3,120 h	4 灯	
保管所	蛍光ランプ 64W	95W	従量契約	3,120 h	65 灯	22 灯
自転車等駐車場	水銀ランプ 100W	113W	定額契約	4,000 h	10 灯	
自転車等駐車場	水銀ランプ 200W	210W	定額契約	4,000 h	1 灯	

自転車等駐車場	水銀ランプ 2 5 0 W	260 W	定額契約	4, 000 h	59 灯	
自転車等駐車場	水銀ランプ 4 0 0 W	415 W	定額契約	4, 000 h	18 灯	
自転車等駐車場	蛍光ランプ 1 6 W	26W	従量契約	4, 000 h	2 灯	
自転車等駐車場	蛍光ランプ 3 2 W	48W	従量契約	4, 000 h	2 灯	
自転車等駐車場	蛍光ランプ 6 4 W	95W	従量契約	8, 760 h	130 灯	43 灯
保管所	既設 L E D （容量不明）	電力量計算に考慮しない			17 灯	
自転車等駐車場	既設 L E D （容量不明）	電力量計算に考慮しない			5 灯	
けやき駐車場	蛍光ランプ 4 0 W	46W	従量契約	8, 760 h	402 灯	103 灯
城北駐車場	蛍光ランプ 4 0 W	46W	従量契約	8, 760 h	220 灯	150 灯
大新駐車場	蛍光ランプ 4 0 W	46W	従量契約	8, 760 h	98 灯	7 灯
中央駐車場	G－Hf 蛍光ランプ 63W	90W	従量契約	8, 760 h	437 灯	133 灯
中央駐車場	誘導灯	20W	従量契約	8, 760 h	4 灯	
大新駐車場	誘導灯	20W	従量契約	8, 760 h	21 灯	
大新駐車場	誘導灯	40W	従量契約	8, 760 h	8 灯	
城北駐車場	誘導灯	10W	従量契約	8, 760 h	17 灯	
城北駐車場	誘導灯	20W	従量契約	8, 760 h	52 灯	
けやき駐車場	誘導灯	20W	従量契約	8, 760 h	78 灯	
けやき駐車場	誘導灯	40W	従量契約	8, 760 h	23 灯	
城北駐車場	水銀ランプ 250W	260 W	定額契約	4, 000 h	6 灯	
大新駐車場	既設 L E D （容量不明）	電力量計算に考慮しない			249 灯	
城北駐車場	既設 L E D （容量不明）	電力量計算に考慮しない			261 灯	
けやき駐車場	既設 L E D （容量不明）	電力量計算に考慮しない			711 灯	
中央駐車場	既設 L E D （容量不明）	電力量計算に考慮しない			87 灯	
合 計					2, 987 灯	458 灯

※蛍光ランプの器具のうち、389台をパイプ吊の器具として見込むこと。

※誘導灯のうち、70台をパイプ吊の器具として見込むこと。

※最右列の数量が非常灯タイプの内数。

※案内看板は対象外とする。

合計 2,987 灯のうち、既設 LED を除いた 1,657 灯を更新対象とする。

表4 河川港湾課・照明灯内訳

分類	種類	消費電力	電力契約	年間点灯	数量	非常用 内数
街路灯	水銀ランプ 2 5 0 W	260W	従量契約	3, 000 h	5 灯	
防犯灯	蛍光ランプ 2 0 W	26W	従量契約	3, 000 h	1 灯	
構内外灯	水銀ランプ 2 5 0 W	260W	従量契約	3, 000 h	1 灯	
屋外投光器	水銀ランプ 2 5 0 W	260W	従量契約	3, 000 h	2 灯	
屋外投光器	水銀ランプ 4 0 0 W	415W	従量契約	3, 000 h	2 灯	
高天井灯	水銀ランプ 4 0 0 W	415W	従量契約	3, 000 h	22 灯	
施設照明	蛍光ランプ 4 0 W x 1	48W	従量契約	3, 000 h	12 灯	8 灯
施設照明	蛍光ランプ 4 0 W x 2	95W	従量契約	3, 000 h	32 灯	6 灯
施設照明	蛍光ランプ 4 0 W x 1 壁 付	48W	従量契約	3, 000 h	3 灯	
施設照明	蛍光ランプ 4 0 W x 2 防 水	95W	従量契約	3, 000 h	4 灯	
施設照明	既設 L E D （容量不明）	電力量計算に考慮しない			5 灯	
合 計					89 灯	14 灯

※蛍光ランプの器具のうち、11台をパイプ吊の器具として見込むこと。

※合計89灯のうち、既設LEDを除いた84灯を更新対象とする。

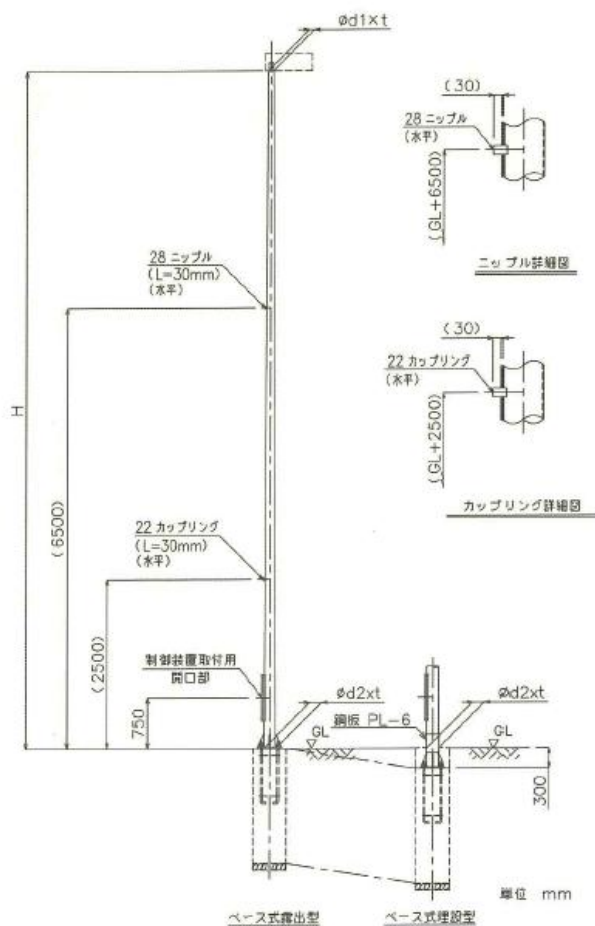
※最右列の数量が非常灯タイプの内数。

表5 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスク内容	負担者	
			本市	事業者
事業全般	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案の誤り	本業務の提案が達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・工事による第三者への損害賠償義務		○
	効果保証の未達	削減保証額を達成できない場合		○
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	協議	
	事業の中止・延期	事業者の帰責事由による中止・延期		○
		周辺住民等の反対による中止・延期	協議	
		本市の指示	○	
	不可抗力	天災などによる事業の変更・中止・延期	協議	
計画・設計段階	物価変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響あるもの）	協議	
	設計変更	本市の提示条件・指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
工事段階	物価変動	急激なインフレ・デフレ（工事費に対して影響あるもの）	協議	
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	設計変更	本市の提示条件・指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	本市の帰責事由による工事遅延・未完工による引き渡しの延期	○	
		事業者の帰責事由による工事遅延・未完工による引き渡しの延期		○
	工事費の増大	本市の指示、承諾による増大	○	
		事業者の指示・判断の不備による増大		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良含む）		○
	一般的改善	引き渡し前に工事目的物等に関して生じた損害		○
		引き渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○
	支払遅延・不能	本市の帰責事由による支払いの遅延・不能によるもの	○	
		計測・検証報告の遅延により支払を留保するもの		○
		省エネルギー保証行為の不履行		○

維持管理関連	計画変更	本市の帰責事由による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	維持管理費の増大	計画変更以外の要因による維持管理費の増大	協議	
	E S C O設備の損傷	本市の故意・過失に起因するE S C O設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因するE S C O設備の損傷		○
	市有施設・設備の損傷	事業者の故意・過失に起因する市有施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による市有施設・設備の損傷	協議	
	第三者賠償	維持管理における第三者への損害賠償義務	協議	
	電気料金単価	電気料金単価の変動	○	
計測検証	エネルギー消費量	使用状況・稼働率等の変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
	E S C O設備の不良	E S C O設備が所定の性能に達しない場合		○
	電気料金単価	電気料金単価の変動	○	
保証関連	性能	ベースラインの調整	協議	
		要求仕様不適合（施工不良含む。）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、本市の施設運営・業務への障害		○

図1 更新照明ポール参考図



【直線形】

(単位: mm)

形状	型式	全長	H	d1	d2	支柱 板厚	塗装面積 (m ²)
一律形	露出型 I S 8 B - S	8,120	8,000	85	165	4.0	3.6
	埋設型 I S 8 .3 B - S	8,420					3.8
	露出型 I S 10 B - S	10,120	10,000	75	175	4.0	4.4
	埋設型 I S 10 .3 B - S	10,420					4.6
	露出型 I S 12 B - S	12,120	12,000	75	195	4.0	5.6
	埋設型 I S 12 .3 B - S	12,420					5.8

注) 表中のd2の値は、地際部の鋼板PLを除いた値である。

溶融亜鉛めっき仕上とする

付図4-7 単独型 1灯用 直線形(一律形)道路照明用ポール